

## ちば生涯学習ボランティアセンター運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市生涯学習センターが設置するちば生涯学習ボランティアセンター(以下「ボランティアセンター」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 ボランティアセンターは、市民の多様な生涯学習に関するボランティア活動を支援し、市民主体の生涯学習を推進することを目的とし、次の事業を実施する。

- (1) 生涯学習ボランティア登録に関すること。
- (2) 生涯学習ボランティア活動のコーディネートに関すること。
- (3) 生涯学習ボランティア情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 生涯学習ボランティアに係る相談に関すること。
- (5) ボランティアセンター登録者の活動支援に関すること。
- (6) ボランティアセンターの普及・啓発・広報に関すること。
- (7) その他目的を達成するために必要なこと。

(生涯学習ボランティアの活動内容)

第3条 ボランティアセンターの登録者(以下「登録者」という。)は、学習グループや千葉市の公共施設のニーズに対応するため、次のボランティア活動を行う。

- (1) 学習グループや千葉市の公共施設が実施する講座、講演会、部活動等における指導者・助言者等としての活動。
- (2) 学習グループや千葉市の公共施設の運営への協力者としての活動。

2 登録者が行うボランティア活動の分野は、概ね別表のとおりとする。

(生涯学習ボランティアの活動場所)

第4条 登録者の活動場所は、原則として千葉市内とする。

(登録要件)

第5条 ボランティアセンターに登録できる方は、次の要件を満たす個人またはグループとする。

- (1) 自らの知識、経験、技能を千葉市民に提供する意志がある個人又はグループ。
- (2) 18歳未満の場合は保護者の同意を得るものとする。

(登録)

第6条 ボランティアセンターに登録を希望する方は、個人はちば生涯学習ボランティアセンター(新規・変更)登録申請書 個人用(様式第1号)を、グループはちば生涯学習ボランティアセンター(新規・変更)登録申請書 グループ用(様式第2号)を生涯学習センター所長(以下「所長」という。)に提出する。所長は、申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、ボランティアセンターに登録する。

(登録期間)

第7条 登録期間は、4月1日(年度の途中で登録したときはその日)から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、登録者が引き続き登録を希望する場合は、継続することができる。

(登録事項の変更)

第8条 登録事項に変更が生じたときは、第6条に規定する手続きをもって、速やかに登録事項を変更する。

(登録者への支援)

第9条 ボランティアセンターは、登録者に対し、登録者相互の交流や発表の機会を提供すると

共に生涯学習センターを主催者とする登録者のための研修会を開催するなど、登録者の資質の向上、活動活発化のための支援に努める。

(活動休止及び登録の抹消)

第10条 登録者は、活動の休止及び登録の抹消を希望するときは、ちば生涯学習ボランティアセンター(活動休止・登録抹消)申請書(様式第3号)を所長に提出する。所長は、申請書の提出があったときは、速やかに活動休止及び登録抹消の手続きを行う。

2 所長は、登録者が次の事項に該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 第5条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。
- (2) 生涯学習ボランティアとしての適格性を欠くと認めたとき。
- (3) 死亡、転居等の事由により連絡が不通となったとき。
- (4) その他所長が必要であると認めたとき。

(生涯学習ボランティア活動のコーディネート)

第11条 登録者の支援を受けることができる方(以下「依頼者」という。)は、千葉市の公共施設等で活動しているグループ及び学習・教育事業を行う公共施設とする。ただし、所長が必要であると認めたときはこの限りではない。

2 依頼者は、生涯学習ボランティア活動依頼書(様式第4号)をボランティアセンターに提出する。

3 依頼者は、登録者と活動内容、派遣条件等について直接話し合い(コーディネート)、その結果等について、必要に応じてボランティアセンターに連絡する。

4 事業終了後、依頼者は生涯学習ボランティア利用報告書(様式第5号)を、登録者は生涯学習ボランティア活動報告書(様式第6号)を、ボランティアセンターに提出する。

5 依頼者は、コーディネート成立後にボランティア活動依頼を取り下げの場合、生涯学習ボランティア活動依頼取下げ届(様式第7号)を、ボランティアセンターに提出する。

6 登録者は、コーディネート成立後にボランティア活動を辞退する場合、生涯学習ボランティア活動辞退届(様式第8号)を、ボランティアセンターに提出する。

(費用負担)

第12条 依頼者から登録者への謝礼等は、無償とする。ただし、交通費、材料費等の実費については、登録者と依頼者の話し合いにより決定する。

(禁止事項)

第13条 登録者及び依頼者は、次の行為をしてはならない。

- (1) この制度を営利事業、政治活動、宗教活動に利用すること。
- (2) 登録者及び依頼者のプライバシーを侵害すること。

(個人情報の保護及び取り扱い)

第14条 ボランティアセンターは、登録者及び依頼者のプライバシーを侵害しないため、登録者及び依頼者の個人情報は、公益財団法人千葉市教育振興財団個人情報保護規程に基づき、適正に管理する。

2 登録者及び依頼者は、個人情報の保護の重要性を認識し、ボランティア活動によって知り得た個人情報の保護に十分に配慮するものとし、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(補償)

第15条 ボランティア活動に際して登録者に事故が生じたときは、千葉市ボランティア活動補償制度の範囲内で適用する。

(庶務)

第16条 ボランティアセンターに係る庶務は、生涯学習センター学習支援グループにおいて行う。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、ボランティアセンターに関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

この要綱は、平成20年11月1日から一部改正し、施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から一部改正し、施行する。

この要綱は、平成24年3月1日から一部改正し、施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から一部改正し、施行する。

別表

活動分野	主な内容
教育・学習	教育全般、学習支援、特別支援教育、性教育、キャリア教育、食育など
人文・社会科学	心理学、カウンセリング、哲学、歴史、社会学、民俗学、経済、法律など
自然科学	算数・数学、物理、化学、気象、地学、実験・観察、動植物など
産業・技術・情報	農林、水産、金融、観光、経理、社会保険、コンピュータ、マルチメディア、情報紙作成、職業能力開発など
芸術・文化	美術、工芸、陶芸、切り絵、文学、短歌・俳句、華道、茶道、フラワーアレンジメントなど
音楽・芸能	楽器演奏、コーラス、民謡、演劇、古典芸能、落語、詩吟、舞踊、紙芝居、人形劇など
スポーツ・レクリエーション	スポーツ全般、体力づくり、レクリエーションなど
家庭生活・趣味	子育て、話し方、洋裁、和裁、料理、着付け、読み聞かせ、健康、手芸、園芸、工作、昔あそびなど
市民生活・国際関係	語学、国際交流・理解、点字、手話、生き方・生きがい、講座・イベント等の支援（準備、受付、会場整理、保育など）、まちづくりなど
郷土	郷土史、史跡散策、郷土芸能、郷土料理、伝承文化など
環境	自然保護、自然観察・体験、環境問題、環境保全、リサイクルなど
男女共同参画	女性学、女性史、女性の生き方、ジェンダーなど